

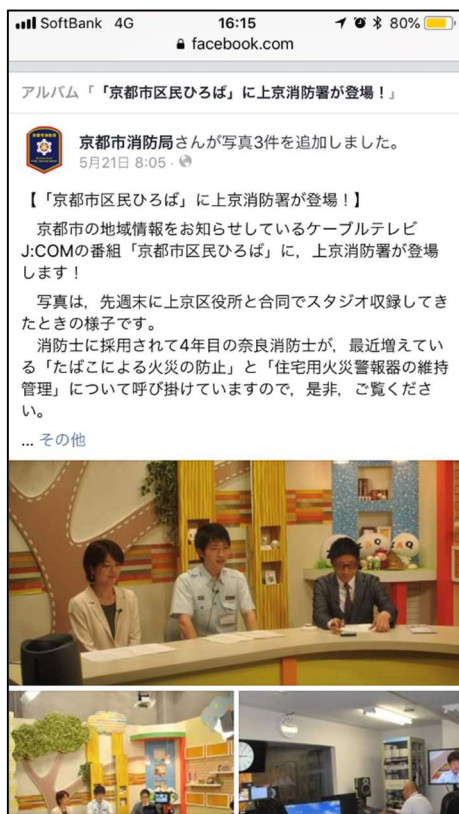
【タイトル】 「聞く・聴く」「知らせる」「尋ねる」をキーワードに、全署員による積極的な広報・広聴活動の実施～署員皆が上京消防大使～

【実施内容、概要】 全署員が積極的な広報活動を推進し、受け取る区民等の方々に分かりやすく、常に「防火・防災に関心を持ち、自ら防火・防災に取り組んでいただける」ような情報を提供するため、各課等の職員で構成する「上京消防PR・PH(※)委員会」を署内に立ち上げ、積極的な広報・広聴活動とは何か、また、取組を進めるに当たり発生するあらゆる課題等について審議し、意見交換する会議を定期的に開催し、積極的な広報・広聴活動を実施します。

※ PR…Public Relations PH…Public Hearing

- 1 火災発生後の迅速な防火指導の実施
火災が発生した地域等に対し、速やかに出火防止に関する情報を発信するとともに防火指導を強化します。
- 2 区民等の方々を対象とした効果的な防火・防災イベントの開催
各種防火運動等をはじめ、あらゆる機会を捉えて、区民等の方々を対象とした効果的な訓練及び研修会等を開催し、防火・防災情報を提供します。
- 3 上京消防署ホームページ・京都市消防局SNSへの、タイムリーで充実した記事の掲載
行事の事前告知や実施した事業の結果報告、日々の業務や職員の紹介、火災予防情報などについて、タイムリーに、また、写真を効果的に使用し、発信します。
- 4 「伝える力」の向上と誰にも興味を持ってもらえる広報資料の作成
区民の方々や報道機関が、思わず手に取ってしまう、それぞれのニーズに合ったわかりやすい広報資料を作成できるよう、職員研修等を実施します。

【実施期間(スケジュール)】 通年



京都市消防局SNS（フェイスブック）
【平成30年5月21日】



上京安心安全掲示板を周知する
「市民しんぶん（上京区版）」の記事
【平成29年7月15日号】

平成30年度 上京消防署マネジメントプラン（独自取組） No. 2

【タイトル】 文化財防火対策の推進～指定建造物等における防火対策の指導～

【実施内容、概要】 市民の財産であり、大切な観光資源である文化財を火災等の災害から守るため、指定建造物を有する防火対象物等に対し、防火対策の指導を行います。

- 1 文化財市民レスキュー体制（※1）が構築されている対象物に、査察及び訪問防火指導を実施するとともに、文化財市民レスキュー体制の再点検、自衛消防隊と対象自主防災部等との合同訓練を行います。
- 2 指定建造物（※2）を有する防火対象物に査察を実施し、防火防災対策の強化を図るとともに、自衛消防隊等の訓練指導、研修会等を行います。
- 3 「文化財事務に係る事務処理要領・資料編」（平成29年度作成）を活用した「実践編」を作成します。

※1 文化財市民レスキュー体制…文化財を火災から守るため、地域住民と文化財関係者が連携することにより、平常時の火災予防や災害発生時の消火、通報、文化財の搬出等の初動活動をより迅速に行おうとするもの。

※2 指定建造物…文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により重要美術品として認定された建造物のこと。

- 【実施期間(スケジュール)】
- 1 査察及び訓練指導等については、夏の文化財防火運動（7月12日～18日）及び文化財防火運動期間（1月23日～29日）を中心に年度内
 - 2 「文化財事務に係る事務処理要領・資料編」を活用した「実践編」については12月までに作成し、文化財防火運動期間中に検証。2月以降に修正等を行い、年度内完成



平成29年度に実施した合同訓練及び研修会の様子

平成30年度 上京消防署マネジメントプラン（独自取組） No. 3

【タイトル】 簡易宿泊所及び木造建築物密集地に対する訓練指導～区民の「目」に見える安心・安全の確保と風情ある町並みの継承～

【実施内容、概要】 民泊等の小規模宿泊施設に対し、消防用設備等の整備をはじめとしたハード面の徹底とともに、従業員や関係者等に訓練指導を行い、ソフト面の強化を図ります。

また、区内には、戦前からの木造建築物が数多く残っていることから、木造建築物密集地域にある自主防災部に対しても訓練指導を行い、区民の方々の「目」に見える安心・安全の確保に努めます。

【実施期間(スケジュール)】 通年

